

大学等連携推進方針

令和5年8月31日
一般社団法人信州アライアンス

1. 大学を設置する社員の名称及びその法人が設置する大学名

国立大学法人信州大学（信州大学）、公立大学法人長野大学（長野大学）、学校法人佐久学園（佐久大学）

2. 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項

長野県の出生数は平成19年以降減少が続き、20年前と比較すると約4割減少するなど少子化に歯止めがかかっていない。また、高齢化が一層進行する見込みであり、各産業分野における担い手不足など様々な課題が深刻化することが懸念される。長野県は地方回帰の流れを背景に令和4年には22年ぶりに人口は社会増に転じたが、依然として20代前半を中心とした若者の転出超過が大きい。地域社会の持続的な発展に向け、地方回帰の流れを確かなものにし、少子化に歯止めをかける取組とともに人口減少下にあっても活力を維持・向上するための取組が求められている。

これらの対応には、DX・GX時代における科学技術や地域振興をけん引する高度専門人材育成を強化しつつ、その担い手となる長野県内の高等教育機関等の充実・強化を図ることが必須である。地域の大学は未来を支える人材育成の中核であり、地域の産学官金が一体となって機能強化を図っていくことが必要である。人文・社会科学の「知」の集積を図るとともに、自然科学の「知」との融合などにより、あらゆる分野の知見を総合的に活用し社会課題への的確な対応を図る「総合知」の創出・活用を図っていくことが極めて重要である。学生が文理の枠を超えた課題解決に取り組むことができるよう文理横断教育の場を拡充し、諸学問をバランスよく学修する環境を構築することで、地域が真に求める人材である「しあわせ信州」を創造する地域活性化高度人材の輩出することが可能となる。

このため、「高等教育コンソーシアム信州」等の長野県内の高等教育機関がこれまで培ってきた様々な連携事業の実績を土台にしつつ、令和5年8月に信州大学、長野大学及び佐久大学は「一般社団法人信州アライアンス」を設立した。この法人を母体に大学等連携推進法人の認定を受けることにより、それぞれの強みや特色を活かした効果的な連携を推進し、教育研究機能の強化のための連携や地域が求める人材育成等に取り組むことを通じ、地域社会の振興と発展に貢献することを目指す。

3. 参加大学における教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項

各大学の強みや特色を活かした効果的な連携を推進し、教育研究機能の強化のための連携や地域が求める人材育成等に取り組むこととし、当面は「しあわせ信州」を創造

する地域活性化高度人材育成プログラム」（地域活性化人材育成事業～SPARC～）における次の活動を行う。

- ・連携開設科目の開講
- ・インターンシップの共同実施
- ・FD/SD の共同実施
- ・就職説明会の共同実施 等

（連携開設科目を開設及び実施する場合）

（１）連携開設科目の開設の内容及び目標

地域社会との本格的な連携による文理横断型 STEAM 教育を展開し、地域学・データサイエンス・グリーンテクノロジー・地域課題解決 PBL 等、地域のニーズに合わせた連携開設科目を開設し、「しあわせ信州」を創造する地域活性化高度人材を輩出する。

連携開設科目の内容及び目標に関する協議は、理事会及び連携事業実施委員会において基本方針の協議を行う。授業担当教員レベルにおいても、SPARC 推進・マネジメント委員会の下に分科会、担当教員のグループを設置し、3 大学間の協議を行う体制を整える。また、地域の産学官金で構成する信州共創プラットフォームとも連携し、育成する人材像や、育成方法等について連携して検討を行う。

（２）参加大学の役割分担

各大学の学位プログラムにおいて、それぞれ不足している教育内容に関し、それぞれの強みや特色のある教育リソースを提供する役割を担うこととし、これを共通科目として配置することを前提として整備を行う。

信州大学では、理系分野を中心に、データサイエンスをはじめとする自然科学教育など、長野大学がこれまで培ってきた文理融合的“実践知”教育、佐久大学が保有するヒューマニティ教育などを主に提供することで教育内容の向上を図る。

（共同教育課程を編成及び実施する場合）

該当なし

4. 一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項

本法人は、長野県内の高等教育機関等の強みや特色を活かした効果的な連携を推進し、教育研究機能の強化のための連携や地域が求める人材育成等に取り組むことを通じ、地域社会の振興と発展に貢献することを目的とし、以下の業務に取り組む予定としている。

- (1) 教育研究機能の強化のための連携に関する事
- (2) 地域が求める人材育成に関する事
- (3) リカレント・リスキル教育の推進に関する事
- (4) 学生及び教職員の交流に関する事
- (5) 効率的かつ合理的な大学運営に関する事
- (6) その他目的を達成するために必要な事

(大学の設置者以外の社員がいる場合)

5. 大学の設置者以外の社員が実施する参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進に関する事項

該当なし